

吹田市自転車利用環境整備計画 概要版

目的

本市内における自転車利用環境整備に向け、「はしる」・「まもる」・「とめる」・「つかう」の4本の柱の観点から、市民のニーズに合った自転車利用環境を提案し、自転車利用者にとって安心・安全で快適な利用環境を整備する計画を策定

計画期間

○計画期間は、平成29年度から10年間
 ○本計画は、5年後に施策の進捗を確認し、必要に応じて施策等の見直しを実施
 ○10年後には計画の評価、見直しを実施



対象範囲

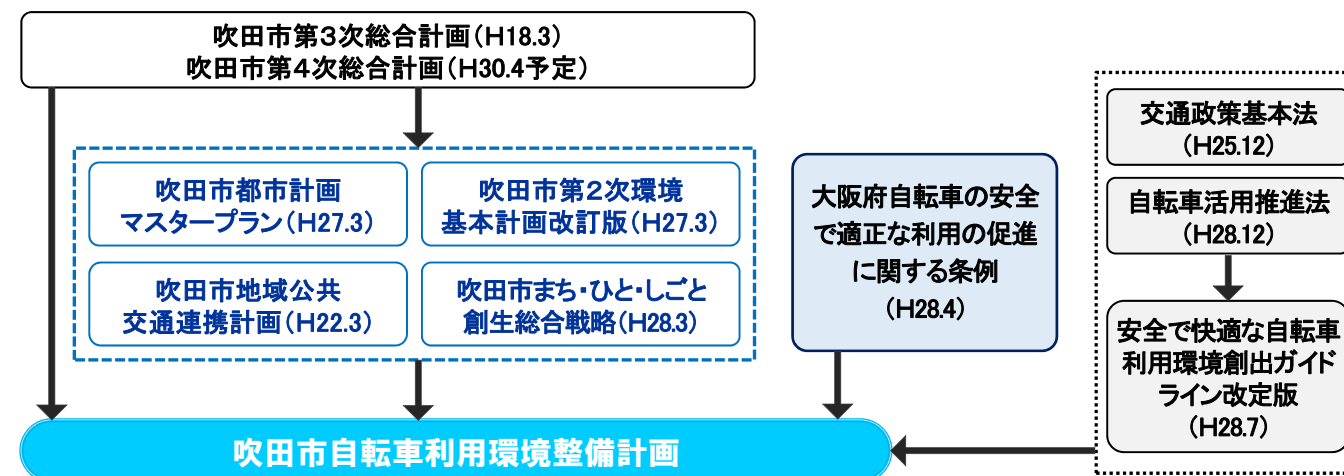
計画の対象範囲は、吹田市全域

現状と課題

	現状	課題
はしる	国・府の動向 市上位計画の内容	(国) 車道通行を基本とした自転車ネットワーク計画の策定とその整備を進めるように提示 (府) 誰もがわかりやすく安全に利用できる自転車通行環境の形成の考え方等を提示
	市上位計画の内容	○歩行者や自転車が優先される交通環境の整備、自転車が安全で快適に利用できる交通機能の充実
	現状	○自転車の通行空間はほとんど整備されていない。 ○車道の左側に自転車通行の余裕がない道路が多い。
	市民アンケートの結果	○一般市民（自転車駐車場利用）の約7割は利用主目的における移動距離が2km以下となっており、利用距離は比較的短い。 ○ルート選定は「時間的に早い」「移動距離が少ない」が多い。 ○自転車通行時の安全性への満足度が低い。
まもる	国・府の動向 市上位計画の内容	(国) 通行ルール・マナーの周知・徹底を進めるように提示 (府) 自転車保険加入の義務化、交通安全教育の充実、自転車の安全利用、交通ルール・マナーの向上を条例で制定
	市上位計画の内容	○自転車利用者のマナー向上
	現状	○自転車関連事故は8年で半分に減少、江坂駅周辺や国道479号で多く発生している。 ○さまざまな安全教育・啓発活動を実施している。
	市民アンケートの結果	○車道左側通行を守っていると3~4割の人が回答。 ○ルール・マナーの意識向上に必要な施策は「学校教育」「周知活動」との意見が多い。 ○保険の加入率は約6割と高い。 ○自転車利用者のマナーの満足度が低い。

計画の位置づけ

○国が定めた「交通政策基本法」や「自転車活用推進法」に基づきながら、具体的な整備にあたっては、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン改定版」や「大阪府自転車通行空間法定外表示実施要領（改定版）」の内容に準拠
 ○市の上位計画、関連計画の方向性を踏まえつつ、連携した計画



	現状	課題
とめる	国・府の動向 市上位計画の内容	(国) 自転車利用の総合的な取組の一つとして、自転車駐車対策の実施を提示 ○駅周辺における自転車駐車場の整備
	市上位計画の内容	○市営自転車駐車場の整備台数は約2万台で、利用率は約8割と高い。一部の自転車駐車場(江坂駅、JR吹田駅)においては利用率が10割以上と自転車駐車場が不足
	現状	○総合的な自転車対策事業として、自転車駐車場管理・撤去・保管・返還・啓発等を一括で実施 ○放置自転車は、平成19年度の1978台から平成28年度の307台まで、大幅に減少 ○撤去自転車は、平成12年をピークに年々減少、15年間で半分にまで減少。回数及び台数ともに、江坂駅、JR吹田駅が突出して多い。
	市民アンケートの結果	○自転車駐車環境の満足度が低い。
つかう	国・府の動向 市上位計画の内容	(国) 自転車利用の総合的な取組の一つとして、健康・環境・観光振興などの地域の課題・ニーズに応じた自転車の利用促進を提示 ○自動車依存生活からの脱却をめざし、自転車利用や歩いて暮らせるまちづくりを推進 ○レンタサイクルの活用推進
	市上位計画の内容	○7箇所の市営自転車駐車場で計125台のレンタサイクルを実施している。
	現状	○その他特に自転車の利用促進は進めていない。

基本理念

誰にとっても
自転車を安心・安全・快適に
利用できる環境づくりの推進

自転車の通行空間の整備やネットワークルートの構築を行うのと同時に、自転車利用者のルール遵守やマナー向上施策を推進することで、誰にとっても自転車を安心・安全・快適に利用できる環境を目指します。

基本方針

はしる	○車道通行を中心とした安心・安全・快適でわかりやすい自転車通行環境を実現 ・車道左側通行の徹底と安全確保に向けた自転車通行空間を整備 ・自転車の通行空間と通行方向が誰にでもわかるように路面表示や看板等を設置 ○ニーズ等に対応した自転車の通行環境ネットワークを構築 ・市街地が広がる市内全域を対象に、幹線道路を中心とした自転車ネットワークを構築 ・利用ニーズ、事故発生状況、道路状況等を考慮し、ネットワーク対象となる道路を抽出 ・整備形態、優先順位を検討し、整備を推進
まもる	○「知らない」・「知っている」から「守っている」へ行動の変化を促す、理解を深める 安全教育的実施 ○自転車のルール・マナーを自転車利用者だけでなく、歩行者・ドライバーにも周知・徹底 ○ライフステージに合わせた安全教育的実施
とめる	○多様なニーズに対応した、便利で使いやすい自転車駐車環境の実現 ○地域や商店街等と協働した取組みによる放置自転車の削減
つかう	○住民及び来街者の自転車利用の利便性向上による利用促進（自動車からの転換促進） ○レジャーやスポーツ等を通じた自転車利用の促進や、自転車関連イベントなどの実施による、自転車文化の創造・発展

施策体系とスケジュール

	方向性	具体的な取組内容	実施スケジュール 中間見直し		
			短期 ～3年	中期 ～6年	長期 ～10年
はしる	1	安全でわかりやすい自転車通行空間の整備	優先度を考慮しながら 順次整備		
	2	わかりやすい案内誘導表示の設置			
	3	自転車通行空間ネットワークの形成			
		自転車ネットワーク路線の選定 整備形態の選定 優先整備路線の整備			
	4	自転車ネットワーク路線以外の安全対策の実施			
5	整備路線に関する情報提供	ホームページ等による周知	整備区間において 随時実施		
		現地利用者及び周辺住民に対する周知啓発			
		整備効果の情報公開			
まもる	1	市民協働による街頭啓発等の強化	継続実施（強化）		
		学校、企業、店舗等と連携した啓発の実施	調整	実施	
		自動車ドライバーへの啓発強化	調整	実施	
		各種イベント等と連携した啓発の実施	随時実施		
	2	ライフステージに応じた自転車安全教育的推進	検討	実施	
		自転車安全教育的指導者の育成	検討	実施	
	3	自転車保険加入の促進	随時実施		

	方向性	具体的な取組内容	実施スケジュール 中間見直し		
			短期 ～3年	中期 ～6年	長期 ～10年
とめる	1	自転車駐車が不足している駅における自転車駐車場の整備	検討	整備	
		行政による自転車駐車場整備の検討 民間活用による自転車駐車場整備の検討			
	2	放置自転車防止啓発等の強化	継続実施		
		啓発指導員等による啓発の実施 放置防止キャンペーンの実施	随時実施		
3	自転車駐車場の質の向上	自転車駐輪ラックや自転車駐車場内の照明・防犯設備等の改善	実施		
		多様な自転車に対応した自転車駐車環境の整備	検討	実施	
		利用者ニーズに合った付帯機能等の併設	検討	実施	
4	自転車駐車場に関する情報提供の充実	ホームページにおける自転車駐車場の位置や料金等の情報提供	実施		
		自転車駐車場の満空情報の提供	検討	実施	
つかう	1	レンタサイクル・コミュニティサイクルの推進	検討	実施	
		既存のレンタサイクルの充実と利用促進 コミュニティサイクル事業の導入の検討	実施	実施	
	2	自転車通勤の促進	検討	実施	
		企業等と連携した自転車通勤の促進 自転車通勤促進企業の表彰制度の実施	随時実施		
3	自転車利用に関する総合的な情報の発信	随時実施			
4	自転車関連イベントの開催・支援	随時実施			

取組み施策

1 はしる(自転車通行環境の整備)

<基本的な考え方>

- 自転車は「車両」であり、「車道左側通行」が原則であることを基本と考え、「安全性」「連続性」「ルール周知」を重視した自転車通行空間の整備を推進
- 自転車通行空間の整備にあたっては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン改定版」(国土交通省・警察庁、H28.7)及び「大阪府自転車通行空間法定外表示実施要領(改定版)」(大阪府、H29.3)に準拠しつつ、本市の特性に応じた独自の工夫や改良を付加

施策1	安全でわかりやすい自転車通行空間の整備	○自転車通行空間の整備形態(下図参照)に応じて、自転車が通行する位置及び方向を車道左端や交差点内に明示
施策2	わかりやすい案内誘導表示の設置	○路面に自転車マーク、矢印、「自転車」や「自転車専用」の文字、矢羽根を設置 ○路面表示を補完し、逆走自転車への意識啓発や注意喚起などを図るため、道路交通特性に応じた法定外看板を設置
施策3	自転車通行空間ネットワークの形成	○自転車関連事故の状況や自転車利用のニーズ等を考慮し、自転車通行空間のネットワーク路線を選定し、その路線について、整備の優先度を設定
施策4	自転車ネットワーク路線以外の安全対策の実施	○自転車ネットワーク路線以外の路線についても、事故防止の必要性が高い路線及び地点については、自転車ネットワーク路線と同様の形で安全対策を実施 ○生活道路等においても、必要に応じて、自転車の車道左側通行を周知・徹底させるための自転車の通行位置及び方向を明示
施策5	整備路線の情報提供	○自転車通行空間の整備路線の供用時において、自転車利用者の通行方法遵守及び車のドライバーや歩行者などへの周知を目的とし、広く情報提供や周知・啓発を実施

【自転車通行空間ネットワークの形成】

自転車ネットワークの選定項目
・自転車利用ニーズが高い路線 (居住地区から駅・大規模商業施設へのアクセスルート：市民アンケート調査等による)
・自転車交通量が多い路線 ・自転車関連事故が多い路線
・通学に使用されている路線 (市民アンケート調査等による)
・新たに自転車利用のニーズが高い集客施設等の立地が予定されている路線 ・新規に整備される路線
・既に自転車通行空間が整備されている路線及び府が整備を予定している府道
・その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線 ・隣接市の自転車ネットワークと接続する路線

優先度の考え方	
優先度1	自転車通行空間の整備中または整備が予定されている路線
優先度2	自転車関連事故が多い路線のうち、早期の整備が求められるまたは可能な路線
優先度3	自転車関連事故が多い路線のうち、自転車の利用が比較的多い路線
優先度4	残りの自転車関連事故が多い路線と事故の危険性が高いと思われる路線
優先度5	連続性(ネットワーク)を形成する路線
優先度6	上記以外の残りのネットワーク路線

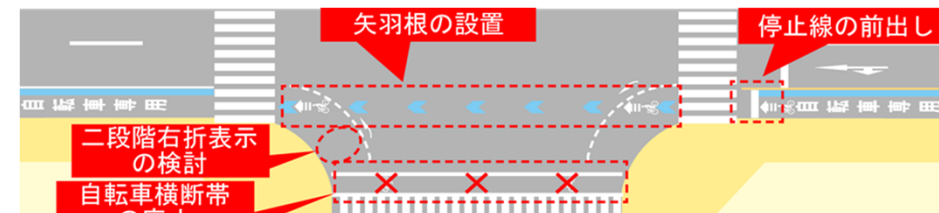
【自転車通行空間の整備形態の種類(単路部の整備イメージ)】

整備形態	整備イメージ
自転車道	<p>緑石線等 歩道 自転車道</p>
自転車専用通行帯	<p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p>
自転車と自動車とを混在通行とする道路(車道混在)	<p>(1)歩道のある道路における対策</p> <p>[路肩・停車帯内の対策] ピクトグラム等を設置</p> <p>[車線内の対策] 矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p> <p>(2)歩道のない道路における対策</p> <p>[車線内の対策] 矢羽根の設置</p> <p>[路側帯] 二段階右折表示の検討 自転車横断帯の廃止</p>

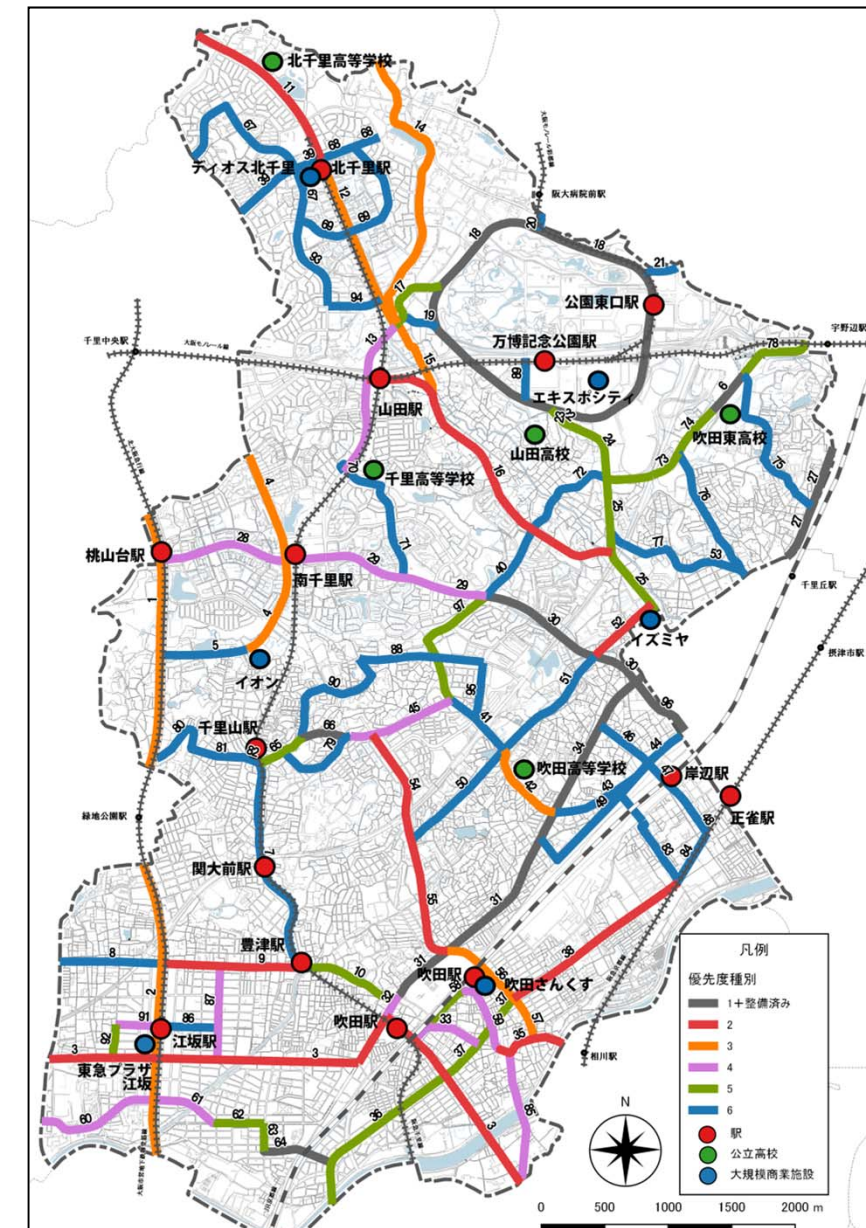
※国ガイドラインより抜粋



【交差点部の整備イメージ(自転車専用通行帯の場合)】



【自転車通行空間ネットワークと優先度】



2 まもる(自転車安全教育の推進)

<基本的な考え方>

- ライフステージによる自転車の利用方法の変化などを踏まえ、ライフステージに合わせた適切な自転車安全教育の内容や実施方法を検討し、自転車教育を推進
- 単にルール・マナーを「知る」だけでなく、その本質の「理解」を重視した教育により、ルール・マナーを自らの意思で遵守する行動を促し、安全利用・事故削減を推進

施策1	市民・事業者・行政の協働・連携によるルール・マナーの周知・啓発	○市民・事業者・行政の協働・連携をより強化し、既存の取組を継続・改善 ○それぞれの役割分担に応じた自転車のルール・マナーの周知・啓発を推進
施策2	ライフステージに応じた自転車安全教育の推進	○市内の小・中学校全校で自転車安全教育を実施している既存の安全教育の取組などを継続・改善 ○幼児から高齢者までのライフステージに応じた自転車安全教育の内容・仕組みを検討し、行政、警察、学校、民間の団体や企業、地域社会、家庭などと連携・役割分担しながら、自転車安全教育を推進
施策3	自転車保険加入の促進	○「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、自転車保険の加入は義務付けられており、自転車による加害事故における被害者の救済の観点からも、自転車保険への加入を促進



園児に対する交通安全教育(吹田市)



自転車安全運転免許証交付講習会(吹田市)



イベントでのルール・マナークイズの実施(大阪市)

3 とめる(自転車駐車環境の改善)

<基本的な考え方>

- 自転車駐車が不足している駅において自転車駐車場の確保をめざし、放置自転車を削減
- 自転車利用者が安心して使いやすい自転車駐車環境の実現をめざし、自転車駐車場のサービスや機器・設備の改善による質の向上を推進

施策1	自転車駐車が不足している駅における自転車駐車場の整備	○自転車駐車場の不足が見られる駅において、新たな自転車駐車場の確保を検討
施策2	放置自転車防止啓発等の強化	○駅周辺や商店街などの放置自転車の防止対策として、地域や商店街等との協働により、街頭などにおける放置自転車防止の啓発やキャンペーンを強化
施策3	自転車駐車場の質の向上	○快適で利用しやすい自転車駐車環境の実現をめざし、自転車駐車場の質・サービスの向上に寄与する取組の導入を検討
施策4	自転車駐車場に関する情報提供の充実	○自転車駐車場の利用促進をめざし、自転車駐車場の利用において利便性が高まる情報提供(自転車駐車場の位置や利用時間、料金など)を充実



民間活用による歩道上への自転車駐車場整備(大阪市)



子ども乗せ自転車専用スペースの設置(東京都足立区)

4 つかう(自転車利用の促進)

<基本的な考え方>

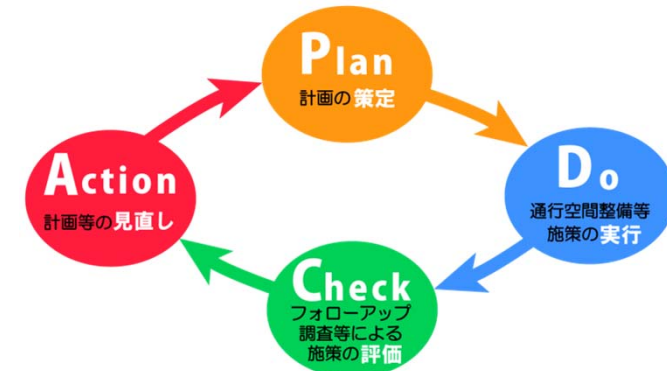
- 市内における移動の利便性や市民の健康の増進、環境面での自動車依存生活からの脱却をめざし、自転車利用の促進を図るために、駅型レンタサイクル(借りる場所と返す場所が同じ)やコミュニティサイクル(どこでも貸出・返却自由)を推進
- 特に通勤における自動車から自転車への転換の取組や、市民に自転車の良さ・楽しさの理解が進む取組を進めることで、自転車の利用を促進

施策1	レンタサイクル・コミュニティサイクルの推進	○現在、自転車駐車場に併設して実施しているレンタサイクルのさらなる利用促進 ○来訪者の利便性向上に向けて、複数のポートで貸出・返却が自由なコミュニティサイクルの導入を検討
施策2	自転車通勤の促進	○環境負荷の低減に向けた自動車利用の削減に向けて、企業等と連携して自転車通勤を促進
施策3	自転車利用に関する総合的な情報の発信	○自転車利用の促進、自転車利用環境の向上に向けて、市ホームページ等を活用して、自転車通行環境や自転車駐車場、ルール・マナーなどに関する情報を提供
施策4	自転車関連イベントの開催・支援	○自転車の利用促進に向けて、自転車の良さや楽しさを知る・体感する機会や、賑わいに寄与するようなイベントの開催や支援を実施

推進体制と進捗管理

<推進体制>

- 道路管理者・交通管理者・関係行政機関・市民が相互に連携し、それぞれの取組を一体的に推進
- 各関係機関等からなる既存の組織等を活用し、本計画の各種事業の進捗管理を行うための定期的な協議と、必要に応じた協議を開催



PDCAサイクルによる計画・施策・事業の進捗管理

計画目標

- 「はしる」「まもる」「とめる」については、目標数値と市民満足度を設定
- 「つかう」については、本計画の基本理念「誰にとっても自転車を安心・安全・快適に利用できる環境」が向上した結果を定量的に示す指標として、「総合的な自転車利用環境」の市民満足度を設定

	目標項目	H27 2015	H33 2021	H38 2026
はしる	自転車通行空間の整備延長(※市道のみ)の延長(km)	0.7	20	40
	市民満足度(自転車通行時の安全性)(%)	24	40	50
まもる	自転車関連事故件数(件)	258	180	120
	車道左側端通行遵守の割合(%)	-	60	80
とめる	市民満足度(自転車利用者のマナー)(%)	16	30	50
	放置自転車台数(台)	213	160	100
つかう	市民満足度(自転車の駐車環境)(%)	25	40	50
	市民満足度(総合的な自転車利用環境)(%)	-	40	50